

## 排除する近代——大正期広島への乞食世界

### (1) 排除の原基

#### ① 課題と定義

2009年3月、日本の野宿者は15,759人を数え(厚生労働省,2009)、広島県で154人、広島市で111人を数えた(厚生労働省,op.cit.)。日本経済は、多くの人々を街頭に放逐しつつある1)。では野宿者は、現代資本主義に固有の人々であろうか。野宿者の社会的排除は、現代社会に固有の事象であろうか。否である。日本が明治維新を経て資本主義の途を歩んで以来、街頭を流離(きすら)う人々はいつもいた2)。そして「正業と住所」なき者は、いつも行き斃(たお)れてきた3)。とすれば現代の野宿者は、近代の襤褸(らんる)の人々の末裔ではないのか。酒の味(街頭の人々の形態)は異なるが、それを注ぐ皮袋(排除の構造)は同じではないのか。近代の排除(と包摂)は、現代のそれの<原基>ではないのか。これが本章の関心である。

このような関心に基づき、本章は、新聞記事を用いて大正期広島の乞食を分析する。まず、乞食がたどった境涯に階層的な排除を読みとる。次に、乞食の烙印の構造を分析し、そこに社会的な排除を読みとる。以て、近代/権力/都市の乞食排除の構造を論じ、さらに現代の野宿者との連続/非連続を論じる。

本章は、街頭を流離う(近代の)人々を「乞食」(こつき)と呼ぶ。乞食には3種類の人々が含まれる。一つ、袖乞い(物乞い)を業とする人々(狭義の乞食)である4)。二つ、行旅人(旅する人々)である。三つ、家出や病気を抱えて徘徊する人々である。これらの間の境界は曖昧である。行旅人も徘徊する人々も、しばしば袖乞いをし、行き斃れた。そのため、彼/彼女らも「乞食」と表象された。本章もこの総称に倣う。

乞食は、収奪と差別を被った近代都市の最下層の人々である。彼/彼女らは、街頭で藝人・僧侶・行商・巡禮を業となす人々とは異なる。とはいえ、その底辺は乞食と重なる。また乞食は、街頭で行き斃れ、行旅病人・行旅死亡人になる。また乞食は、「浮浪罪」の取締り対象となる。ゆえに「浮浪者」と重なる。さらに乞食は、木賃宿に住む貧民と連続している。乞食は、金がある時は木賃宿にも泊る。同時に、両者の間には不可視の壁がある。その壁を可視化すること、それが本章の課題(のひとつ)である。

#### ② 新聞と乞食

大正期広島の乞食の像は、どのようなものだろうか。広島でそれを知る方法は、新聞しかない5)。ここでは、当時の二大新聞『藝備日日新聞』(以下『藝備』)と『中國新聞』(以下『中國』)を取り上げる。そこから乞食(関連)の記事を拾い、それを資料に乞食像を分析する6)。乞食は、みずから書かなかった人々である。ゆえに乞食の生活史は、他人の記録に依るほかない。当時の新聞の三面は、貧窮者の悲劇や男女の刃傷話で溢れている。その狭間に乞食(関連)の記事が散らばる。しかしその数

は多くない。筆者は、大正元年～15年の『藝備』から145の記事（うち乞食記事124、論評記事21）、『中國』から85の記事（うち乞食記事68、論評記事17）を採取した（合計230の記事）7）。記事には、乞食の姓名・年齢・原籍・乞食になる経緯・街頭での出来事が、克明に記されている。ひとつひとつの記事が、乞食の小生活史となっている。ただし新聞記事を用いる場合、資料批判が欠かせない。情報源や記述の偏り（取材方法や編集方針）との距離化が必要になる。乞食の情報はおおむね警察に依る。警察も記者も、乞食への社会の視線から自由でない。また乞食記事は、記者が、乞食を社会問題と認知した時に増えている。ゆえに記事の増減は、実際の乞食の増減と一致しない。こうして、新聞に依る乞食像の分析は、新聞世界の乞食像の分析でしかない。とはいえそれは、乞食にかかわる最少限で具体的な事実を含んでいる。新聞世界は、現実と遠からずの距離にある。これが本章の方法的前提である8）。では、最少限の事実はどうに得られるのか。まず、記事のなかの「だれが、いつ、どこで、なにを」の事実を押える。次に、記述された「行為」を押える。最後に、他の資料も動員して「出来事」の脈絡を押える。そして、記述の偏りや隠れた意味の解読に努める。こうして、乞食の「実像」に迫る。これが、本章が踏む検証の手続きである。

## (2) 階層的な排除

### ①大正期広島

近代日本で、乞食は経済の不況期に増えた。それは、貧民・細民（以下貧民）の動態に照応した。明治期に乞食が社会問題となったのは、明治初期・松方デフレ（1886年頃）・日露戦争後（地方改善運動期）の3度であった（今西,1998:94）。大正期では第一次世界大戦後であった。明治期の乞食は、近世に系譜を持つ（にわか）藝人・僧侶・行商・巡禮が中心であった。ここで、この人々を伝統型乞食と呼ぼう。この人々は元農民や漂泊民で、そこには「非人」「山窩」（と呼ばれた山の民）などの被差別民も含まれた（今西,1998:57）。産業化と近代化が進み、都市が近代都市に転成する中、乞食の階層的出自も変化していった。街頭に、困窮した職人や不況による解雇者、病氣・負傷での失職者、家族解体した人々（子どもや女性、老人）が増えていった。ここで、この人々を近代型乞食と呼ぼう。大正期（特に中期以降）は、近世に発する職業や階層が消失し、貧民が世帯を形成し、近代的労働者に上昇し、さらに新中間層まで現れた時期である（中川,1985:5章）。他方、その波に乗れなかった人々が、都市底辺に滞留した。その一部が乞食となった。種々の貧民が雑居する木賃宿も、消滅の一途にあった（中川,1994:308-309）。貧民の内部階層と居住空間が、上下へ分離し始めた。そして、最下層の乞食は街頭に放逐された。このような大正期は、乞食にとっても近代型への「離陸」期であった。地方都市広島でも、同様の過程が進んだ。

一般に、乞食は経済の先進地域に多かった。広島にも乞食は多かった。地方都市の乞食の多くは、他府県からの流入者であった。広島は、他府県を出て放浪する人々の到達点であり、通過点であった。近世より商品経済が浸透し、農民層分解と近代的階級（職工や労働者）の形成が早く進んだ広島で（有元他,1983:2-5）、近代型乞食の増加は必然であった。また広島の乞食は、独自の社会環境にあった。すでに明治初期、広島は軍都の途を歩み出した。都市広島の近代化（鉄道、港湾、道路、上下水道のインフラ形成）は、軍主導でおこなわれた（青木,2002:24-27）。広島は、後

背地から大量の労働力を吸引した。その結果、広島に多くの貧民が滞留した。これが乞食出現の土壌となった。また広島は、真宗・安芸門徒の土地である。その宗教的風土のなか、乞食への喜捨の習慣は強かった 9)。都市の近代化とともに、民衆の乞食観は、憐みと蔑みの対象から蔑みの対象へ特化していった。それは、乞食観の世俗化を意味した 10)。喜捨の地広島でも、その過程がゆっくり進んだ。

## ②乞食の人口特性

大正期広島の乞食は、どんな人々で、どこから来た人々だろうか。前述の採取記事と関連資料から、次のような乞食の人口特性が描かれる。

①人数——残念ながら、大正期を通した広島の乞食数の動向はわからない。唯一、行旅病人数と行旅死亡人数を示した資料がある。表 1 をみられたい。

表1. 広島市の行旅病人および死亡人数 (人)

	行旅病人		行旅死亡人
	前年繰人員	新救護人員	
大正1年	12	59	15
2年	14	50	17
3年	7	50	1
4年	19	70	4
5年	15	71	13
6年	9	56	9
7年	12	68	13
8年	13	58	8
9年	16	38	8
10年	8	57	15
11年	15	59	6
12年	10	51	4
13年	7	39	6
14年	6	60	7
15年	16	48	3

(広島市議会史,1983:581)

これは、街頭で行き斃れ、発見された乞食の数である 11)。実際に街頭を流離う乞食は、これより多い。行旅病人の数から推して、相当数の乞食が街頭を流離っていたと思われる。また乞食の数と分布について、いくつかの論評記事がある。大正元年、広島市内 A 町・B 町・C 町で 250~260 人の乞食を数えた (藝,1.9.2) 12)。この他、D 町・E 町・F 町・G 町にも乞食が多く、市内全体では「随分多くの人數であらう」(藝,1.9.2)。大正 5 年に、市内に「物貰ひして歩く手合」の「豚固屋式」住居が 80 あり、そこに 400 人近くの乞食が住んだ (藝,5.2.3)。乞食の 2 大集住地は、H 川沿いの A 町と I 川沿いの B 町であった。大正 8 年、J 町の秋祭りに市内から 200 人の乞食が集まった (J 署調) (中,8.10.17)。このうち A 町・E 町は被差別部落で、木賃宿が多く、また B 町・C 町には大きな貧民窟があった。ちなみに大正 9 年に、市内の木賃宿は 58 軒で、ここに 286 人が投宿した (中,9.2.13)。木賃宿は、被差別部落の他、B 町・K 町・L 町・M 町に散在した (中,9.1.9)。それは、乞食の集住地にほぼ重なった。木賃宿に泊る乞食も少なくなかった。木賃宿は、貧民と乞食が雑居する境界空間であった。その後、疫病対策のため、行政は木賃宿の新規建築の認可を差し止め、

また既設の木賃宿に廃業を迫った。その結果、大正 11 年には市内の木賃宿は 20 数軒に減った（中,11.5.30）。木賃宿は、最後は A 町界隈に取り残されていった 13)。

②性別——192 の集録記事に登場する乞食は、延 199 人であった 14)。このうち男性が 84.4% で、女性が 14.6%であった。当時、下層の貧窮女性を収容する施設（母子寮など）はなく、彼女らは街頭に現れていた。それでも乞食は男性が多く、女性が少なかった。女性には、街頭に出る前に子守りや賄い婦、仲居、女給など、貧窮女性を吸収する仕事があった。売春によって糊口を凌ぐ女性もいた。「惟(おも)ふに女の乞食の少ないといふことは、女はどん底へ落ちてでも貞操を賣物にすれば乞食にまで成下らなくとも済むためであらう」（吉田,1927：69）。ただし、売春説の一般化には注意を要する。街頭を流離う女性の乞食は弱者であった。彼女らには、男性とともに放浪する者、男性に遺棄された者が多かった。街頭で強姦された乞食（藝,4.7.11）や産気づいた乞食（藝,2.9.19）（藝,3.8.9）は、記事を読む者の哀れをひときわ誘う。

③年齢——乞食 199 人の年齢構成は、表 2 にみる通りである。乞食は、20 代を中心に全年齢層に分散している。子ども（10 代前半を含む）が少なくない。最少年齢は 4 歳であった（中,5.5.22）。親きょうだいに遺棄された子ども、親を探して放浪する子どもが多い。老人も少なくない。「四十婆の浮浪罪」（中,7.3.26）などと、40 代でさえ年寄りとされた短命の時代である。老人の乞食も大変であった。なかでも、子に遺棄されて途方に暮れる老人が哀れを誘う。

表2. 乞食の年齢構成

	人数	割合
10歳以下	6	3.0
10歳代	27	13.6
20歳代	41	20.6
30歳代	28	14.1
40歳代	28	14.1
50歳代	19	9.5
60歳以上	23	11.6
不明	27	13.6
合計	199	100.0

### ③放逐される人々

これらの乞食は、元はどんな仕事をした人だったろうか。乞食の元職は 2 群に分けられる。一つ、門付け（藝人）や僧侶、巡禮、行商（箒、辻占賣）、商賣、娼妓などの、自営を主とする伝統型職種である。二つ、職工や大工、坑夫、土方、運送人、丁稚、下女、官吏、軍人などの、雇用者を主とする近代型職種である。後者には出稼ぎも含まれる。近代型職種は、景気の影響をまろに受けた。広島は軍都であった。日清・日露戦役の時、外から大量の労働力を吸引した。第一次世界大戦の時も、多くの人が入市した。しかしその時は、日露戦役時のような大量雇用は生じなかった。そのため失職者が増えた。多くの方は、今さら帰郷はできないと広島に留まった。その一部が乞食になった（中,4.1.20）。大正 9 年には、戦後不況で乞食が増えた（中,10.1.8）。大正 11 年には農村の疲弊も重なり、公設職業紹介所への求職者が増えた（中,11.11.5）（藝,13,10.11）。求職者には市内出身者が少なく、他府県出身者がめだつた。県内の郡部出身者には、失職して帰郷する者が多かった（循環移動）。しかし、他府県出身者は容易に帰郷できなかった。大正 12 年になると、失職者の多くは仲

士・日雇に流れた。海外へ出稼ぎに出る者もいた（中,12.6.6）。留まった人々の一部が乞食になった。

表3は、乞食199人の元職の時期的推移を示したものである。まず、元職が無記載の記事が多い。この多くは「無職」と思われる。次に、元有職者は伝統的職種と近代的職種にほぼ折半される。「その他」は学生と俳優である。最後に、大正1～5年には伝統的職種の割合が高く、大正6年以降には近代的職種の割合が高い。限られたデータとはいえ、ここから、大正5年頃を境に、乞食の元職が伝統的職種から近代的職種に推移しつつあったことがわかる（15）。この背後には、労働市場の膨張と景気変動という経済事情があった。「今日では先づ七割までが失業の結果と思ふんです」（草間,1931.2:143）。乞食は、経済構造の犠牲者であった。

表3. 乞食の元職の推移

	大正1-5年	大正6-10年	大正11-15年	合計
伝統的職種	21.5	12.1	13.0	15.1
近代的職種	7.6	24.2	22.2	17.1
その他	0.0	1.5	1.9	2.0
無職	7.6	15.2	16.7	12.6
無記載	63.3	47.0	46.3	53.3
合計(人)	79	66	54	199

その他、乞食が身体／精神障害者、病者などの労働「不能力」者だったという記事が多い。病者には「癩者」（ハンセン氏病者）、梅毒持ち、「白痴」がめだつ。また、貧窮ゆえに一家離散して子や老人が遺棄される、夫が死んで妻子が路頭に迷うという事例も多い。親が子に乞食を強いた事例もある（藝,2.12.22）。そもそも労働可能な乞食でさえ、概して貧窮・障害・疾病などの困難を合わせ持っていた。乞食の生活史は、どれも波乱万丈である。なかでも、病者や子ども、老人の乞食の顛末は悲惨であった。

では乞食は、どこから来た人々なのだろうか。乞食199人の出身地（原籍）をみると、表4のようになる。

表4. 乞食の出身地（原籍）

	人数	割合	
市内周辺	26	13.1	
広島県内	38	19.1	
中国	36	18.1	(山口・島根・鳥取・岡山)
四国	21	10.6	(愛媛・香川・徳島・高知)
九州	11	5.5	(福岡・佐賀・大分・熊本・鹿児島)
近畿	18	9.0	(兵庫・大阪・京都・滋賀・奈良)
中部北陸	9	4.5	(岐阜・三重・山梨・福井・富山)
東海関東	6	3.0	(愛知・静岡・東京・神奈川・茨城)
東北	2	1.0	(宮城・福島)
外国	3	1.5	(朝鮮・台湾)
不明	29	14.6	
合計	199	100.0	

ここから次のことがわかる。一つ、広島市内・周辺出身者が少なくない。これは定着的な乞食であり、

なかには家族・親族とともに街頭を徘徊する者もいた。二つ、郡部出身者が多い。これに中国・四国諸県の出身者を含めてもいい。この多くは農漁村出身者であり、郷里と広島を往来した者もいる。また、村落共同体の解体により排出された村乞食（村扶養の乞食）（今西,1998：89）もいる。さらに、山間部から里へ下りた「山窩」（と称された人々）もいる。三つ、遠方の他府県出身者が多い。ここには、広島をめざして来た者と広島を通過点とした者が含まれる。彼／彼女らは、出稼ぎで来た（または通過中の）者、親族や知人を訪ねて来た（または通過中の）者、彷徨の末たまたまたどり着いた者などである。なかには、朝鮮へ行く途中という者もいる（中,12.6.6）。さらに、広島から外へ出稼ぎに出て乞食になった者もいる。いずれにせよ、ここから、乞食の移動範囲の広さが推測される。（明治・）大正時代には、多くの人々が全国を流動していた。乞食はその一部であった。四つ、乞食の出身地は、記事では原籍（本籍）で記載されている。原籍とは、警察の取調べで答えた親きょうだいの所在地ないし「出生地」をいう。原籍不明の乞食も少なくない（藝,1.9.2）。乞食の原籍を問い、彼／彼女らを親きょうだいの元へ帰らせる、または原籍を持たせて定着させる。これが、当時の警察の乞食対策の基本であった。

このように乞食は、そもそも街頭で業（伝統的職種）をなした人々、労働市場（近代的職種）から脱落した人々、非労働力化（障碍や病気）した人々、広島に生活の糧や仕事を求めた人々、出稼ぎ先に向かう／家郷に戻る途中で広島の地を踏んだ人々などから成る。彼／彼女らは、階層的に、時代の主潮から阻害され、街頭へ放逐された人々である。大正期広島は、労働市場が拡大して多くの下層労働力を吸引した。他方、景気変動で労働市場が流動化し、下層労働力は淘汰された。そのなかで失職し、家族を解体され、障碍や病気を抱えて街頭を流離う、そのような近代型乞食が増えた。このように、乞食は階層的排除の産物であった。

#### ④行き斃れる人々

人々は、街頭に放逐され、生活の糧を失っても、命を凌がなければならない。空腹のあまり街頭に蹲（うずくま）って警察に保護されたり、みずから保護を願い出る乞食もいた。乞食は生きるために、さまざまな方法で糧を得た。紙屑・襤褸（ぼろ）・金物・果物皮などを拾う、蛭・河魚・箒・風車などを売る、にわか藝人・僧侶・巡禮になる、賭博で稼ぐ、泥棒をする、売春をする（藝,1.9.2）（藝,5.2.3）。袖乞ひは最後の手段であった。その他、葬儀に出て酒肴に預かる者、墓場で供え物に預かる者もいた。停留所でバスを待つ客の衣服の埃を払って駄賃をねだる者もいた（藝,4.10.14）。乞食は、知恵と度胸に相談しながら命を凌ぐ方法を選んだ。賭博・泥棒・売春・袖乞ひを除いて、乞食は、「都市雑業」（隅谷,1967：63-66）の人々である。彼／彼女らは、近代都市経済の「前賃労働部分」を担った。

街頭の暮しは苦難の連続であった。その一端を新聞記事に窺うことができる。199人の乞食は、なぜ記事に登場したのか。記事の「出来事」は、乞食の街頭での顛末を物語る。出来事の内訳は、表5にみる通りである。

表5. 街頭の出来事

	人数	割合
浮浪拘留	18	9.0
浮浪保護	11	5.5
浮浪犯罪	62	31.2
遺棄	7	3.5
行旅病人	51	25.6
行旅死亡人	21	10.6
特記乞食	9	4.5
特記行動	20	10.1
合計	199	100.0

浮浪犯罪 (窃盗、無賃乗車、俄僧侶、無銭飲食、強姦、買春、家宅侵入、放火、賽銭泥棒、詐欺)

行旅病人 (妊娠保護を含む)

特記乞食 (名物男、成金乞食、愛嬌乞食)

特記行動 (子に乞食させる、飲酒、盲人乞食、狂言自殺、自殺、心中未遂、親子で浮浪、豪遊、喜捨を乞わない、乞食を説諭)

ここから次のことがわかる。一つ、犯罪にかかわった(とされる)乞食が多い。窃盗も、乞食が街頭を凌ぐ方途のひとつであった。また記事は、「乞食は泥棒」という社会の視線の投影でもあった(16)。反対に、小金を持つ乞食が強盗に襲われたという記事もある(中,4.8.30)(中,4.11.9)。二つ、行旅病人と行旅死亡人が多い。これは、行き斃れているところを通行人が発見して、警察に届けたものである。いずれも市役所に連絡を取り、病人は病院や救護施設へ、死亡人は検視の上「假埋葬」された。空腹で動けなくなったという記事は多い。しかし飢死したという記事はない。餓死者は、最初から行旅死亡人に入れられたと思われる。発見されなかった死亡人もいただろう。三つ、「浮浪拘留」と「浮浪保護」を合わせて14.5%である。大正期も、乞食に対する監視・取締りは厳しかった。そこには、乞食を犯罪者とみなす視線があった。四つ、「普通でない」乞食のタイプや行動が、新聞読者の興味を誘うネタとして記事にされた。その描写には、憐れむべき乞食像と「非常識」で「危険な」乞食像が交錯している。

乞食は、さまざまな方法で生活を凌いだ。それができない乞食は、行き斃れるしかなかった。また乞食には、障害者や病者が多かった。彼/彼女らの末路も行き斃れであった。警察の厳しい監視や取締りは、乞食をさらに追い詰めた。乞食は街頭で排除された。それは、乞食の階層的排除の仕上げであった。新聞記事にみる乞食の小生活史は、人生の苦難に襲われるまま、境涯に身を委ね、街頭を流離い、行き斃れていく流民の姿を教えている(17)。「山口出身のトミ(二六)は、岡山で紡績女工をなす頃男工と関係をもち黴毒に罹る。工場を追われて歸途に着く。途中行倒れ、偶然通り縋りの男に助けられる。看病される内男と懇ろになるが、黴毒は治らず、男に行旅病人として届けられる」(藝,2.3.4)。「大分出身の藤雄(一八)は、兄と大阪の製油会社へ出稼ぎに出、その後兄は神戸へ移る。会社を辞めて浮浪し、廣島で造船所人夫となるが、脚氣に罹り仕事が出来ず退職、再び浮浪して行倒れる」(藝,2.10.1)。「岡山出身の女は、夫が失職し、夫・子と共に知人を頼りに廣島へ向う。夫は尾道で病死、子連れて物貰ひをしながら廣島へ着くが、知人は所在不明。無一文、然も身重で行倒れる」(中,2.10.23)。「廣島出身の竹次郎(三六)は、妻子を連れて大阪の紡績会社へ出稼ぎに出るが、病氣の爲め退職し、歸途に着く。幼子を伴ひ、途中無一文となり、神戸で行倒れる」(中,3.8.20)。「山口出身の政一(一九)は、呉海軍工廠の職工をなしたが、病氣の爲め退職し、歸途に着く。廣島まで歩くが、汽車賃なく驛の待合室で行倒れる」(中,4.8.30)。「大阪出身の由

松（五八）は、九州の炭坑に出稼ぎ中事故で負傷し、歸途に着く。無一文で廣島まで歩くが、傷が悪化して行倒れる」（中,11.7.20）。

### (3) 社会的な排除

#### ① 捕縛される人々

乞食の動向は、権力（政府・自治体）の政策に規定される。権力は乞食を監視し、統制した。まず明治政府にとって、幕末より激増した漂流民を監視し、統制することは、治安を維持する緊要な政治課題であった。政府（広島県）は、それをふたつの方法でおこなった。一つ、戸籍法の施行である。政府は、明治4年に戸籍法（壬申戸籍）を施行し、民衆の掌握に努めた。その過程で、流離う人々を戸籍（原籍）へ取り込み、無籍の者を取締りの対象とした。警察犯處罰令は、「一定の住所なく又は生業なくして諸方を徘徊するもの」を「浮浪罪」として処罰するとした（草間,1927:2）。『廣島新聞』5号（明治5年9月）によれば、「當縣管内此迄、山窩乞丐二千三百二十六人ナリシ處、復籍入籍千九十一人、郵送二百九十八人、病死脱走二百十六人ニテ、只今残り七百二十一人ノ由」とある（谷川,1979:360）。戸籍法施行1年で、広島県内の乞食は3分の1に減った（18）。

二つ、公共空間とくに道路の管理である。広島県は、明治6年に、今日の軽犯罪法に当る違式註違（かいい）條例（条文の大半が今日の道路交通法に相当する）を布告した。その前の明治5年に道路使用制限、翌年の7年に公園取扱條令、また12年に旅人宿規則、20年に街路取締規則を布告した（広島県警察史編集委員会,1954:153-159）19）。さらに広島県は、明治5年に、乞食取締りの布達を出した。「近頃乞食ノ者往々徘徊處趣ニ相聞畢竟私ニ施物處者有之ヨリ右等遊惰無頼之者不斷出來全ク姑息之憐愍ヨリ却事不爲メヲ生シ處譯ニ事先般救育處被設置御趣意ニ差支り處條向後乞食之者へ施物等一切不相成尤施物等致度者ハ最前之救育處へ可差出候事右之趣可相令條也」（乞食に物を与えるな）（広島県警察部,1941:312）。また、無籍者の仮寓を禁じる令を公布した（空地に小屋などを建てて住むことを禁じる）20）。乞食取締りの布達は、明治10年、明治22年にも出された。度重なる布達は、乞食が一向に減らないこと、乞食の取締りが警察力を凌駕していることを物語っている。警察官（囉卒）による乞食の刈り込みが繰り返された（藝,4.5.9）（中,8.10.17）（藝,10.5.4）。その度に、多くの乞食が浮浪罪で拘留され、注意説諭された。大正4年には、広島県下で浮浪罪のため381人が拘留され、2,489人が注意説諭された（藝,5.1.20）21）。また「乞食を爲し又は爲さしめた」3,249人が、注意説諭された（同）22）。「熊吉といふ一定の住所も正業もなき男は三十日午前七時半頃 N 町附近を徘徊し其舉動の如何にも怪しきより N 署に取押へられ取調の結果拘留三日」（藝,1.8.2）。これが乞食記事の一般型であった。「日常は絶へず浮浪者を檢擧する事に努めて居る」（藝,4.5.6）。これが警察官（邏卒）の態度であった。

このような乞食取締りは、まず、民衆を末端部分に至るまで統制する、公共空間を管理し社会秩序を図るという、権力の意図によるものであった。また権力の意図は、乞食を「危険」な他者とみなす「平常民」（民衆）の視線への応答としてあった（民衆の視線自体、権力の施策の産物であった）。こうして乞食は、権力に追われ、民衆に嫌われ、蔑まれた。『藝備』で乞食が集住する町の名を報じたところ、

読者より抗議を受けて、「(それは) B 町を指したるものにて現在の C 町を云ひたるものにはあらず、茲(ここ)に之を訂正す、尚 C 町の一老農君の懇切なる教示を謹んで謝す」(藝,1.9.5) と、記事が訂正された。わが町に乞食が多いと書かれて不名誉というわけである。当時 C 町の住民は一般に貧しく、そこには貧民窟もあった。階層的に乞食に近い人々にこそ、乞食を蔑む感情が強かったともいえる(23)。そこには、「明日はわが身も」という不安と恐怖があった。「勘作は自分の娘に畫を描かせ幾分かの放捨を希ふ(ねがう)とて歩き廻り岩田力松方に入り右の口上を述べたるが、力松が乞食なりと云ひたるに勘作は非常に恚怒(いど)して忽(たちま)ち滿面に朱を濺(そそ)げる如くして人を侮辱しをるとて、こゝに力松に喰懸り争闘を始めたる」(中,5.10.14)。元自由民権運動の壮士で、広島で部落問題の解決に尽力した前田三遊は『藝備』の主幹を務めたが、その彼も乞食の取締りを是とした。「其身に纏ふた襤褸は、心までもそれであることを、象徴してゐるのではないか、彼等は多く心まで出来損なつてゐる。看たまへ、彼れは可憐の小兒を、その側に坐らせてゐるではないか。警察のお方に、お願いしたい。現在の物乞を、其没人道から遠ざかしめ、未来の物乞の候補者に、幼兒からそんな事を修行させない様に、斷前あんなものを禁壓して、小兒の爲には、救済の道を講じてやることにしたい」(傍点は原文) (藝,6.11.30)。警察の厳しい乞食取締りは、自由主義者さえ同調した社会の乞食忌避に呼応するものであった。

## ②まなざされる人々

民衆の乞食への視線は、どのようなものだったろうか。その中身を新聞記事によって描くと、次のようになる。記事の乞食観も、記者の視線を介した社会の視線である。記事には、二通りの乞食記述がある。そこに、社会の視線の構造を読むことができる。第一は、乞食を蔑む方向の記述である。記述に、「…といふ一定の住所も正業もなき男は…町附近を徘徊し其舉動の如何にも怪しきより…署に取押へられ取調の結果拘留…日」という文が頻出する。ここで「住所も正業もなき」「徘徊」「舉動の如何」が、キーワードになる。記事には、「怪しく」「危険な」乞食像が描かれる。そこにはさらに、次のような乞食像が含まれる。一つ、人生の「落伍者」という乞食像である。乞食は「世路の落武者」(中,4.1.20)であり、「人生の敗殘者」(中,10.4.28) というものである。乞食の身上描写は、彼／彼女らが(階層を)落層する経緯の記述としてある。元職工・元商人の「元」にも、「落ちぶれた」が含意されている。二つ、「怠け者」という乞食像である。これにはさらに3つの意味がある。まず、「怠け者」だから乞食に「落ちぶれた」という意味である。「實家は相當の資産家なるが放蕩の結果準禁治産の宣告を受け…」(藝,3.1.10)、「生來水性のトミは男工の甲乙と醜關係を結び居たる罪」(藝,1.10.13) という具合である。男は「放蕩」、女は「淫乱」のため「身を持ち崩した」という譯である。次に、「怠け者」だから乞食暮しから抜け出せないという意味である。「彼等は窮屈な労働に従事するより放縱な乞食の方が餘程樂なので自然乞食の群に投じる者」(中,8.10.17) という具合である。最後に、乞食は「儲かる」商売だから勤勉でなくとも済むという意味である。「一寸二三時間夜歩いて呉れると二三圓になるより昨今は非常に奢りを極め喰いたきものは喰放題と云ふ贅沢を極め居たる」(中,7.2.1) という具合である。ただし、乞食が「儲かる」というのは偏見か、僅かな事例の一般化にすぎない(24)。以上すべて、「怠け者」の乞食が惨めな境涯にあるのも「自業自得」とされる。三つ、「無礼者」という乞食像である。「圖太い乞食坊主 此鉢へモウ七杯呉れ」(中,3.3.7)、「ヤレ彼等は同情す可(べ)き者であるとかヤレ眞に憐れむ可き階級の人であるとか何んとか涙を流して見せた日には所謂ズに乗つて社会から救助を受け

ることを恥とも何とも思はぬ」(中,1.9.5)という具合である。ここで、「圖太い」「油斷ならない」「恥知らず」の乞食像が強調される。四つ、「犯罪者」という乞食像である。「門に立つ乞食は盗人と思へ」(藝,1.9.2)、「門戸に立つて食を乞ふや、家内を注視することが多い、さうして家内の不用意に乗じて手當り次第に物品を竊取する」「鼠賊」(藝 1.9.2)という具合である。街頭にある乞食の存在自体が、「浮浪罪」の対象とされた。そこから、犯罪者像が膨れ上がった。全体に、「乞食」にも増して「浮浪人」の語には、犯罪者で、警察に拘留すべしという意味あいが強かった(25)。…こうして、「落伍者」「怠け者」「無礼者」「犯罪者」は、相乗しあって乞食の烙印を強めていった。

第二は、乞食を憐む方向での記述である。大正期、広島に貧民は多かった。新聞の三面は、貧民の悲話で溢れた。そのようななか、「不運にも」乞食に「落ちぶれる」者も珍しくなかった。その意味で、貧民にとって、乞食は身近な存在であった。貧民の憐みには、ふたつの視線が区別される。一つ、子ども・女性・老人・障害者の乞食は、「可哀想」な乞食であった。「噫(ああ)薄命の此の老人此の少女世の情ある人は路頭に迷へる此二人に一片の同情を寄せられんことを只管(ただひとすじ)に」(中,5.5.22)、「タツノは妊娠八ヶ月なるより疲勞の結果前記の箇所に打倒れみたる、次第と湧き出づる涙と共に物語りたるより同署にて大に同情し」(藝,2.10.10)、「一昨年より中風を病み出し全身自由ならず何時までも人の同情に縋(すが)るも心苦しと健氣にも四國巡禮を思ひ附くも金もなく又汚い病人とて宿泊する宿屋もなく困り居るを巡查が安宿に無料一宿させ」(中,3.3.20)という具合である。行旅病人・行旅死亡人の記事は淡々と記述されたが、その行間に憐みの情が滲み出ている。「三日間も食事を攝らず餓と疲勞の爲め一步も引く能はざるに至り、廣島驛三等待合室の隅に眠り居るを巡查が保護を加へ、旅費の施與を受け遣り汽車にて呉に送り届けたり」(藝,4.8.30)、「吉三郎は渡邊熊吉方の門先にて打ち倒れるを熊吉方にて助け種々手厚く世話をなしめたるが昨日遂に冥界に入れるより、其筋へ届出でたるより行路死者として市役所は引取り埋葬なしたり」(中,6.3.4)という具合である。二つ、「眞面目」で「正直」な乞食への憐みの視線である。「眞面目に仕事をやつて居るものは、人の門戸に立つて残飯を強請(ねだ)る事はしない、食を強請らないものには最も同情すべき者がいる」(藝,1.9.2)、「乞食々々と云つて一般の人が蔑むけれども、彼等と雖(いえど)も只だ其日其日を残飯を貰つて居る計りではない、貰ひ得た金銭は消費しないで、残飯丈を食つて居る、場合に依ると残飯を乾して、菓子屋の原料に賣つて居るのがある」(藝,1.9.4)という具合である。

このように、乞食になる経緯や乞食の境涯が憐みの対象となった。しかし「往々ある」(藝,1.9.2)、「斯んなのは實に稀にて」(中,8.10.17)というように、憐むべき乞食はごく一部とされた。ここでひとつの解釈が成り立つ。乞食への憐みには、次のような機能があった。すなわち、少数の乞食の「不運」「憐れ」を強調し、彼／彼女らを救済の対象となして美談を作る。そして、大方の乞食の「自業自得」を浮き立たせ、乞食の排除に正当性を与える。同様のことは、「変り者」の乞食にも指摘できる。明治末、「太一」という名の「施せども受けず、與ふれども取らず、たゞ捨れば拾ふて之を口に」(藝,2.3.14)するだけの名物乞食がいた。その彼が死んだ。記事は「其身は社會にありて社會外の人たりとも能ふ可(べ)くんば天地自然の合致し無爲にして唯歳と移り月と遷り悠々自適の生を終えたり」(同)と、彼の死を惜しんだ。太一の「無欲」で「超然」とした態度が、世事辛い世にあって心地よしとされた。しかしその裏には、金品をねだる大方の乞食は盗人にも等しいという含意があった。ただし「変り者」太一も、彼の死を惜しむ側の人間と同類とはされなかった。「誰か篤志の人があつて解剖に附したなら腦の組織や

胃腸の組織など餘程面白い発見がある事だらう」(中,2.2.14)。太一への共感は、このような異化を内包するものであった。

#### (4) 排除を生きる

##### ①したたかな人々

圧倒的な排除のもと、乞食は行き斃れた。ゆえに、生きるには苦難に抗うしかなかった。乞食は、蔑みの視線に耐え、苦難を凌いだ。社会が非難する凶太さや狡猾さ、「怠け癖」も、生きるための術であった。街頭の凌ぎを取り締る警察にも抵抗した。記事から、乞食の悪戦苦闘が伝わってくる。「米穀商より米穀を盗んだ女を家宅侵入罪で捕え三日の拘留に處したるに、女は留置場にて急に發狂を装ひ頬の内部を掻き抓つて態(わざ)と血を出し譯の分らぬ事を喋りて兎に角留置場を出して貰はんと企つ」(藝,2.6.20)。「巡查は乞食を捕まへ同行を命ずると乞食達は仰天し怒られるに違ひなしとショボ／＼と後より附いて來るもありしが壮健な連中は巡查の際を窺つて逃走する者出で中には傍で他の乞食が巡查に引かれ居ると自分も引致されるやも知れずと先に感附て逃げ隠れする者もあり」(中,8.10.17)。「反古(ほご)拾ひの中には掻拵(か)をする者、塵埃箱の腐敗物を食して伝染病に罹る者、見苦しき風體をして徘徊する者が居て困り、警察が反古拾ひを禁止した處、變装して部落を出で警官の眼を潜つて又復反古を拾ひ、それを問屋に賣つて部落へ歸る時には他へ遊びに行つたと云ふ風を装うて居る」(中,11.5.26)。「見貧らしい老人が尺八を吹奏して驛内で待合せてある旅客に袖乞ひしてゐる者あり、巡查が見兼ねてこれを制止した處その老人は巡查に對し『乞食も一種の商賣であるそれを止めるとは何事か、乞食をする事は法律で許されてゐる』と喰つてかかる」(中,14.5.6)。「男が墨染の法衣を纏ひ首より胸に袋を掛け一見僧侶の如く装ひ徘徊したるを巡查が舉動不審と認め引致取調べたるに、同人は念佛修行に名を籍(かり)乞食をなしたると判明せり」(藝,3.9.2)。「仙太郎は年若き妻を持ち不具なるが妻を妹と稱し毎夜乞食を装ひM町より廣島驛間を往來して七八十錢位の袖乞ひをなす」(中,6.8.21)。「四名の乞食坊主は某家方に出掛け托鉢なして一杯の施米を受けたるに拘はらず『此鉢へもう七杯呉れよ』と迫つて居る處を巡查が認め引致取調の上各拘留三日に處せられたり」(中,3.3.7)。「嘘」「騙し」「居直り」も、乞食が生きるための術であった。

##### ②食を凌ぐ人々

食の凌ぎ方は乞食の生存の知恵であり、技法であった。「乞食の第一の要件は貰ひ方である。貰ひ方に上手下手があるさうぢや。旦那様や奥さまや難儀不自由な此盲目に何ぞお情けを願ひますと云つて、息も絶え／＼に泣くが如く訴ふるが如く、盲目が女房や子供に杖を曳(ひ)かれつゝ市中を徘徊するのは、普通大抵の事では行かぬ」(藝,1.9.4)。袖乞ひには工夫が凝らされた。「完全な身体をして居る者が跛足(びっこ)(ママ)となり、瞽(いざり)(ママ)となる、若くは盲目や聾啞者になつて、藁人形や瓢箪人形を負つたり、抱たりして居るのは多數の事である、以て人の同情を求めて食を乞ふのである」(同)。「沍寒(ごかん)の夕橋上積雪の中に坐して側らに幼兒を待しめて、旦那様や奥様、何うぞ此小さいのに一つ遣つて下さいと叫んで居るのを見ると、之は十中八九は自分の兒ではなくて、一時間幾程二時間何程で雇つたのであるさうな」(同)。作り話で人の憐れを釣る乞食もいた。「嬰兒を背負ひ幼子の手

を引きたる憐れな姿の老人あり、餘りにも氣の毒なれば其の身の上を聞きたるに自分は目が不自由になり、若い女房は土方と駆落ちして了ひたれば仕方もなく廣島に迷ひ來りモウ三日も飯を食せんと物語る、然し後より聞きしが、この老人は然(こ)う云ふ事を口實に慥なからぬ金品を貰ひ蓄える曲者(くせもの)らしいとの事である」(中,4.11.15)。街頭での暮しの知恵もあった。「彼等は日々夜々居を移して往くのであるから、世帯道具なども携帯しては居ない、僅かに土鍋の一つ二つと油紙の大なるもの一二枚を持って居る」(藝,1.9.5)。土鍋は煮物用である。油紙は行水の盥(たらい)用、防雨の天幕用、および炊飯用である。すなわち土に穴を掘り、米と水を包んだ油紙を置き、上から砂を被せ、砂の上で火を焚く。すると、油紙のなかの米が蒸せ上がる。袖乞ひに頼る乞食の稼ぎはわずかであった。そのわずかな稼ぎを貯える者もいた。「物乞ひが上手になると本年のやうに米高であつても、二三十錢は貰ひ得る、其上に紙屑拾ひや川魚賣りを行つて居る者は、少なくとも四十錢位はある、それで之を蓄へて居るのが少なくない」(藝,1.9.4)。「B村の某金貸屋は年中乞食計りを對手にして居るさうな、以て乞食が貯金をして居ることが証明される」(同)。「岡山さん、數年來極く僅かづゝではあれど月を重ね年を追ふて貯金をなしめたり」(中,4.8.30)。乞食は借金にも律儀であった。「或る日歩貸は曰く、迂闊に日歩金を出すと、返掛が出来ないから元金に傷を付ける事があるが、乞食に日歩金を貸すと立派に返掛をするから元金に傷を付けるやうな事はない」(同)。律儀も生きる知恵であった。また大金を稼ぐ乞食もいた。「お秋とて日毎の如く徘徊せる乞食なるが所持金は懐中の胴巻に新しき十圓五圓紙幣にて百三十圓を固く巻居りたるには檢視の警官も吃驚(びっくり)せる」(中,4.2.9)。とはいえ、もちろん大方の乞食は飢餓状態にあった。

## (5) 乞食という問題

### ①近代と乞食

社会は、乞食を「落伍者」「怠け者」「無礼者」「犯罪者」として蔑む。一部の乞食を「可哀相」「真面目」として憐れむ。大方の乞食への蔑視を強化する。社会による乞食排除は、このように進行した。そしてそれは、社会自体の価値編成を強化した。M・ウエバーは、プロテスタントにとって「労働能力のある者が乞食をすることは、怠惰として罪悪であるばかりか、使徒の語に照らしても、隣人愛に反することがらであった」と書いた(Weber,訳,1905=1962:188)。近代社会は、勤勉／怠惰の価値分割の上に成り立った。ゆえに「正業なき」乞食は、怠惰な存在とされた。ことは日本でも同様であった。乞食の社会的排除は、戸籍法の施行、混浴の禁止などの風俗規制、疫病予防と衛生思想の普及などによる「国民」形成と軌を一にしていた。それは、公共空間の管理、木賃宿・貧民窟の郊外移転といった近代都市形成の過程でもあった。最初、貧民は「暗黒の」貧民窟に幽閉されていた。桜田文吾(1893)や松原岩五郎(1893)は、文明外の「異界」としての貧民窟を「探検」し、その「暗黒」を描いた。次に、貧民は生活を底上げされ、「国民」へと包摂されていった。貧民窟が移転され、代替地が宛がわれた。その過程で、貧民から乞食が分離していった(26)。乞食は救済策がないまま、街頭に放逐された。横山源之助は、貧民を社会内部の存在とみなし、その最下層の乞食を外部化した。そして、「乞食は一種のイクチナシなり」「懶惰に身をくづし労働に堪ゆる能はざるなり」「公資によりて養育せらるゝ社会の厄介者、行旅病者」(横山 1899=2000:36-37)と書いた。最後に、乞食が労働能力を「もつ

乞食」と「もたない乞食」に振り分けられた。そこには、「労働できない者を保護の名のもとに収容・鎖固し、労働の可能な者は労働へとかりたてるという近代都市の身体の規範の論理」（成田,2003：12-13）があった。…貧民の包摂と乞食の排除、その上での、一部の乞食の包摂と大方の乞食の排除。これが、近代都市の秩序空間の線引きであった。大正期を経るにつれ、そのような境界線が確定し、貧民が「労働者」「市民」になり、乞食が檻褻の民として固定され、都市の不可視の空間へ隠蔽されていった。そして、この過程に社会の視線が対応した。もともと貧民と乞食は階層的に接していた。ゆえに貧民は、一方で乞食に同情し、乞食は援助の対象であった（27）。他方で、乞食を蔑んだ。その蔑みは激しかった。このように、乞食は両義的な存在であった。しかし、勤勉価値の浸透とともに、乞食は蔑みの対象へ特化されていった。「こつじき」「かたい（乞丐）」から「こじき」へ、そして「ふるうしゃ」へ。伝統型乞食から近代型乞食への変容に、このような乞食呼称の推移が伴った。さらにその過程で、乞食が「よい」乞食と「悪い」乞食へ分断されていった。前者は「社会的缺陷」（清水,1922：76-77）のため乞食になった者、後者は「自己的缺陷」（同）のため乞食になった者とされた。少数の「よい」乞食が、「悪い」乞食の蔑みの正当化に動員された。そして、勤勉／怠惰、正直／不実、安全／危険などの、社会の価値編成が強化されていった。

## ②乞食の研究

「捨てバチになつて心も荒んでゐる者が一たん仲間に入るとドンナ者でも乞食獨特の人情に感化されて純な魂を持つやうになる」（中,15.8.20）。これは、乞食世界を覗いた余所者が荒んだ社会と対照させて、乞食社会を美化した言葉である。とはいえ、それは一面の真実であつたらう。『藝備日日新聞』『中國新聞』の記事から、乞食の抗いや知恵や人情が見えてくる。事実、新聞記事は社会に乞食の烙印を煽る媒体となつたが、半面、そこには烙印を解体する契機も含まれた。それは、記者の意図せざることであつたらうが。

ところでこの問題は、研究世界にも投射される。すなわち、乞食像の解体は、近代（都市）研究にとってなにを意味するだらうか。本章は、大正期広島の乞食を事例に、乞食の階層的排除と社会的排除の一端をみた。筆者はこれまで現代の野宿者を研究してきた。そのうえで、近代の乞食を研究することの意味はふたつある。一つ、乞食と野宿者を比較することである。乞食は、資本主義と国民国家の形成・確立期の産物である。野宿者は、現代の資本主義と社会的排除の産物である。人口特性や社会的出自、存在形態において、乞食と野宿者は異なる。同時に、両者の類似性も確認される。乞食も野宿者も、階層を落層し、街頭へ放逐された人々である。そのうえで、彼／彼女らは「よい人々」と「悪い人々」へ分断された。「よい人々」は社会に包摂され、「悪い人々」は街頭へ放逐された。二つ、乞食と野宿者の比較を超えて、近代と現代の通歴史性を捉えることである。近代と現代で、（資本主義）社会の構造は異なる。しかし社会は、つねに「正業も住所も無き」人々を創り出し、街頭に放逐してきた（28）。そして権力は、乞食や野宿者の境涯を「自業自得」と言い繕い、わずかな救済を施し、自己を免罪しつつ、「国民」を統合してきた。近代と現代は、そのような排除の構造において同型である。こうして近代の排除は、現代の排除の〈原基〉となっている。「近代社会とは乞食の住めない社会であり、その意味でも『鉄の檻』であつた」（今西,1998：96）。その「鉄の檻」が、現代社会をよりスマートに

(福祉イデオロギーにより) 捉えている。

これまで、貧民(下層)社会の踏査記録や行政調査はある。研究も多い。これに対して、乞食の記録や研究は多くない。そのなかで、草間八十雄や石角春之助らの乞食記述は、圧巻である。行政の調査報告もある(29)。民俗学は、近世に系譜を持つ漂泊民を研究した。歴史学や経済学は、貧民の最下層にある乞食を研究した。近代都市研究は、都市が成り立つ過程と構造に注目した。それは、近代都市を収奪・差別の装置として批判した。しかしこれらの研究にもかかわらず、乞食を中心に据えた研究といえば、皆無に近い。貧民は、都市へ包摂される(べき)人々であった。研究の視点も同様であった。これに対して、包摂を拒絶された乞食は、研究世界でも周縁化された。乞食は、貧民研究の残余の範疇であった。マルクス主義も、乞食を寄生的「ルンペン・プロレタリアート」と一蹴した。しかもその視点も、乞食は「病理」であり、乞食は「更生」すべしというものであった。これらの「知」に胎まれる問題、それは、近代を排除された側から見る事がなかった、また排除された側にも「人間」がいたことを見なかった点にある。包摂はつねに排除とともにある。こうして近代都市研究は、意図せざる結果であったにせよ、権力の包摂の視線に照応するかたちとなった。ゆえに問題はこうなる。乞食のポジションを近代／都市／権力批判の基点となし、もって近代(批判の)都市研究を批判する。せめてその視座なりとも提起する。本章はそのひとつの試みであった。近代乞食を研究するには、さらに3つの仕事が必要となる。一つ、広島から全国的乞食へ、近代の乞食像を展開すること。二つ、近代都市政策のイデオロギー(排除と包摂)批判を徹底すること。三つ、先行の近代都市批判の批判を徹底すること。これらが本章に続く次のステップとなる。

#### [注]

- 1) 厚生労働省の調査では、全国の野宿者数は2003年25,296人、2007年18,564人であった(厚生労働省,2003:9)。数は減少している。しかしそれは、ホームレス(野宿者および野宿に等しい状態にある人々)の減少を意味しない。その事情を解明するのが、本書の目的(の一つ)である。
- 2) 明治以前にも多くの都市流民がいた。本章は場面を近代に限る。
- 3) 本章では、「行き斃れ」に行旅病人・行旅死亡人の双方を含める。
- 4) 乞食は、乞人(ほいと)・乞丐(かたい)とも呼ばれた(部落解放研究所,1986:259)。「山窩」(山家)も乞食とみなされた。「こつじき」は「こじき」の源流である。
- 5) 他にひとつ、無料宿泊所の創立者による昭和初期の「浮浪者」記録がある(下田,1936)。
- 6) 藝備日日新聞は明治15年の創刊で、大正元年に約2万部の発行部数をもった(昭和16年終刊)。中國新聞は明治25年の創刊で、大正5年に1万部の発行部数をもった(中國新聞社史編纂委員会,1972:75)。
- 7) 『藝備』の大正期前半と『中國』の大正期の記事は広島県立古文書館で、『藝備』の大正期後半の記事は呉市史編纂室で採取した。呉市史編纂室の『藝備』は、澤原梧郎氏の寄託による。記事の採取に協力いただいた古文書館・編纂室の方々に謝意を表す。

- 8) 第二次資料（他者の手になる資料）によるリアリティの再構築に懐疑的な研究者もいる。筆者はその立場をとらない。第二次資料も、歴史の文脈に埋め込まれている。ただし第二次資料の使用には、厳格な資料批判が必要となる。
- 9) 筆者の義母（80歳）は広島生れであるが、彼女の話によれば、戦後の高度経済成長の直前まで、家の門口を訪ねる乞食に米（手に一搦り）や小銭を施す風習があった。
- 10) 『『巡礼』の社会身分の意味が変化し、乞食の背中に宿っていた聖性のシンボルが地に堕ちた。』（山折,1987:50）
- 11) これらの数字から、『藝備』『中国』から採取した乞食記事数が、実態のごく一部であることがわかる。
- 12) （藝,1.9.2）とは「藝備日日新聞の大正元年9月2日に掲載」の意味である。中国新聞に掲載の記事は（中）と表記する。町名・河川名は匿名にする。以下同じ。
- 13) 近代都市の形成は、木賃宿や貧民窟を被差別地区へ押し込める過程を伴った。安保は、貧民窟を郊外の被差別地区へ強制移転した神戸の事例を研究した（安保,1989）。
- 14) ひとつの記事にふたり以上の乞食が登場する、同じ乞食がふたつの記事に登場する、『藝備』と『中国』に同じ乞食が登場するなどがあった。しかしいずれも、記事に読める乞食の全体傾向に影響はない。
- 15) 中川清は、都市下層（本章でいう貧民）の職業が、明治期の雑業型・力役型から大正期には工業型・日雇力的力役型へと移行したとする（中川 1985:347）。乞食の伝統型職種から近代型職種への移行が、これにほぼ照応する。
- 16) 乞食への虐待や暴力が多かったと思われる。そのことを書いた記事はない。それは、乞食への虐待や暴力が「事件」に値しないとみなされたからかもしれない。
- 17) 以下、記事の引用は、紙幅節約のため文意を損なわないよう要約する。丸括弧内の読みは筆者による。
- 18) 乞食の取締りは邏卒（警察官）がおこなった。乞食は郷里に帰らせる。役場費をもって乞食に路銀を貸し、本籍の戸長より取り立てる。それができない時は、本籍地方税にて工面する。これが警察・役場の基本方針であった（広島縣警察部,1893:91）。
- 19) 屑拾も取締りの対象であった。屑拾は警察で木札の検印を受け、それを表に示すべしとされた（広島縣警察部,1893:91）。大道芸人も同様であった（林,1971:12）。また宿屋には、宿帳を提出させて無籍者を監視した（旅籠屋取締規則）（広島縣,1881）。
- 20) 県は袖乞いや仮寓を禁じる一方、乞食救済の救済處を設けた。しかしその役割は小さかった。その後、救護院（O町）や慈恵院（B町）が設けられ、行旅病人の一時保護施設となった。大正13年には、私人により広島無料宿泊所が開かれた（越智,1932:140）。しかし概して、明治期はもとより大正期も、乞食の救済策は無きに等しかった。
- 21) 拘留される乞食の増加は、取り締まる乞食の範囲が拡大したことにもよる。明治41年改訂の刑法では、「乞食をなす者」の他に「故なく人の住居に潜伏した者」「乞食をなすしむる者」も取締りの対象とされた（東京市社會局,1923:96）。
- 22) 京都の報として次のような記事がある。「今秋御大典當日の京都は雲集する臣民の取締りに萬

遺漏なきを期すには巖に過ぐるも止むを得ざる事となし同じ國民なれども京都市内にある乞食は一人残らず大狩立てを爲さんと京都府警察部にては其處置に大苦心中なるが一定の山中へ追込むより外なからんかと云ふ」(中,4.9.19)。

- 23) 貧民の乞食蔑視の激しさは、いわゆる「上見て暮すな、下見て暮せ」の感性構造によるものでもあった。
- 24) 「乞食は三日すれば止められぬ」は、「乞食の境涯では乞食三日の辛さは生涯忘れられない」の意味という(清水,1934:64)。また、「乞食の生活は確かに苦しいが、人々の善意に触れ人生の真実に気付くなど、その苦しさを上回る収穫がある」とする解釈もある(磯川,1997:23)。いずれも乞食の暮しの過酷さを強調している。
- 25) 行商する「山窩」を犯罪者とみなす視線は特に強かった。「山窩と云ふも乞食と云ふ も其實は一つであるけれども、山窩と云ふのは、乞食の中でも一筋縄で逐へない者である」(藝,1.9.5)。ここでは、乞食への賤視のうえに、被差別民「山窩」への賤視が重なっていた。
- 26) 中川は、これを「定居的細民と不定居的細民の区別」(中川,1985:191)とした。
- 27) 「乞うものは、その行為によって与える者に『共食』の機会を与え、与える者もまたその行為によって乞う者に共食の機会を与える。『モラフはとにかく全部が卑劣下賤の行為でもなかった』(柳田国男)」(磯川,1997:22)。
- 28) 広島駅の待合室で暖を取る乞食を締め出したという記事もある(中,11.3.29)。今日も多くの駅で、野宿者と彼／彼女らを締め出す駅員の間で攻防が繰り返されている。
- 29) たとえば『大阪社会部調査報告書』(近現代資料刊行会編,1996)には、大正・昭和初期大阪の乞食の実態報告が収められている。

## [文献]

- 青木秀男,2002,「軍都と労働——広島・福島町を事例に」部落解放同盟広島県連合会『部落解放ひろしま』60号:24-35。
- 安保則夫,1989,『ミナト神戸——コレラ・ペスト・スラム』学芸出版社。
- 有元正雄・天野卓郎・甲斐英男・頼祺一,1983,『広島県の百年 県民百年史』山川出版社。
- 部落解放研究所,1986,『部落問題事典』解放出版社。
- 中国新聞社史編纂委員会,1972,『中国新聞八十年史』。
- 林英雄,1971,「さまよえる棄民——解説」『近代民衆の記録 4 流民』新人物往来社,9-35。
- 広島県,1881,『広島縣布達帳 明治十四年』広島県立図書館。
- 広島縣警察部,1893,『広島縣警務全書(下巻)』。
- 広島縣警察部,1941,『広島縣警察史』警察協会広島支部。
- 広島県警察史編集委員会,1954,『新編広島県警察史』広島県警察連絡協議会。
- 広島市議会 1983『広島市議会史』統計資料編。
- 今西一,1998,『近代日本の差別と性文化——文明開化と民衆世界』雄山閣。
- 磯川全次,1997,『浮浪と乞食(こつじき)の民俗学』批評社。
- 近現代資料刊行会編,1996,『大阪社会部調査報告書』(日本近代都市社会調査資料集成3)

- 近現代資料刊行会。
- 厚生労働省,2003,『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』。
- 厚生労働省,2007,『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』。  
<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/2970.html>
- 厚生労働省,2009,『ホームレスの実態に関する全国調査報告書』。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless09/index.html> (2010年3月)
- 草間八十雄,1927,『浮浪者と賣笑婦の研究』文明協會。
- 草間八十雄他,1931.2.「ルンペン座談会」『文藝春秋』文藝春秋社。
- 松原岩五郎,1893,『最暗黒之東京』民友社。
- 中川清,1985,『日本の都市下層』勁草書房。
- 中川清,1994,「解説」『明治東京下層生活誌』岩波書店 293-309。
- 成田龍一,2003,『近代都市空間の文化経験』岩波書店。
- 越智剛二郎,1932,『廣島縣誌』自治調査會。
- 桜田文吾,1893,「貧天地饑寒窟探檢記」新聞『日本』。
- 清水精一,1922,「乞食論」『社会事業研究所講義録』大日本仏教慈善會財団。
- 清水精一,1934,「大地に生きる」林英雄,1971,『近代民衆の記録 4 流民』, 39-125。
- 下田廣次郎,1936,『生きるか死ぬか——廣島無料宿泊所秘話』。
- 隅谷三喜男,1967,『日本の労働問題』東京大学出版会。
- 谷川健一,1979,『日本庶民生活史史料集成』21 卷, 三一書房。
- 東京市社會局,1923,『浮浪者及殘食物に関する調査』。
- Weber,Max,1905, *Die protestantische Etik und der Geist des Kapitalismus*, Bd.2, Tübingen. (梶山力・大塚久雄訳,1962,『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』 下巻 岩波書店)。
- 山折哲雄,1987,『乞食の精神誌』弘文堂。
- 横山源之助,1899,『日本之下層社會』教文館 (立山龍一編 2000『横山源之助全集』別巻 1 社会思想社所収)。
- 吉田英雄,1927,「帝都に於ける乞食の研究 (上)」『社会政策時報』83 号, 協調社。